

芦屋市条例第35号

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき 430円	1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき 360円
2 ～ 4	(略)	(略)	(略)	2 ～ 4	(略)	(略)	(略)

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正)

第2条 芦屋市立打出教育文化センター条例（平成2年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第6条関係） 施設使用料金表				別表（第6条関係） 施設使用料金表			
室名	広さ	収容人 員	使用料金				
会議室・和室			午前9時～ 正午	正午～午後 6時	午後6時～ 午後9時		
大会議室	135 m^2	72人	1時間につ き1,740円	1時間につ き1,520円	1時間につ き1,940円		
小会議室	50 m^2	24人	1時間につ き560円	1時間につ き510円	1時間につ き660円		
和室	18畳	18人	1時間につ き880円	1時間につ き750円	1時間につ き970円		
調理スペー ス	48 m^2	17人	午前9時～ 正午	正午～午後 2時30分	午後2時3 0分～午後 5時		
			3,450	2,880	2,880		
			円	円	円		
備考（略）				備考（略）			

（芦屋市立学校使用条例の一部改正）

第3条 芦屋市立学校使用条例（昭和27年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
種別	使用料			種別	使用料		
	昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分		昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分
講堂	4,320円	5,760円	10,080円	講堂	3,600円	4,800円	8,400円
遊戯室	2,160円	2,880円	5,040円	A (精小、 富小)	2,400円	3,600円	6,000円
教室その他の 室1教室につ き	1,720円	2,590円	4,310円	B (その他 の学校)	1,800円	2,400円	4,200円
校庭	午前 1,440 円	2,160円	3,600円	教室その他の 室1教室につ き	1,440円	2,160円	3,600円
	午後 1,440 円			校庭	午前 1,200 円	1,800円	3,000円
					午後 1,200 円		
2 (略)				2 (略)			

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

第4条 芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第1（第7条関係） 公民館施設使用料金表				別表第1（第7条関係） 公民館施設使用料金表					
室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金			室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
113室	人 20	円 <u>1, 560</u>	円 <u>2, 010</u>	円 <u>2, 230</u>	113室	人 20	円 <u>1, 420</u>	円 <u>1, 830</u>	円 <u>2, 030</u>
114室	人 30	円 <u>3, 240</u>	円 <u>3, 800</u>	円 <u>4, 130</u>	114室	人 30	円 <u>2, 950</u>	円 <u>3, 460</u>	円 <u>3, 760</u>
115室	人 10	円 <u>780</u>	円 <u>890</u>	円 <u>1, 110</u>	115室	人 10	円 <u>710</u>	円 <u>810</u>	円 <u>1, 010</u>
116多目的 室	人 35 (75)	円 <u>4, 360</u>	円 <u>5, 140</u>	円 <u>5, 810</u>	116多目的 室	人 35 (75)	円 <u>3, 970</u>	円 <u>4, 680</u>	円 <u>5, 290</u>
211室	人 20	円 <u>1, 560</u>	円 <u>2, 010</u>	円 <u>2, 230</u>	211室	人 20	円 <u>1, 420</u>	円 <u>1, 830</u>	円 <u>2, 030</u>
212室	人 15	円 <u>1, 230</u>	円 <u>1, 450</u>	円 <u>1, 900</u>	212室	人 15	円 <u>1, 120</u>	円 <u>1, 320</u>	円 <u>1, 730</u>
213幼児室	人 25	円 <u>1, 900</u>	円 <u>2, 120</u>	円 <u>2, 570</u>	213幼児室	人 25	円 <u>1, 730</u>	円 <u>1, 930</u>	円 <u>2, 340</u>
214料理室	人 30	円 <u>4, 580</u>	円 <u>5, 360</u>	円 <u>6, 160</u>	214料理室	人 30	円 <u>4, 170</u>	円 <u>4, 880</u>	円 <u>5, 600</u>
215美術室	人 30	円 <u>3, 460</u>	円 <u>4, 020</u>	円 <u>4, 580</u>	215美術室	人 30	円 <u>3, 150</u>	円 <u>3, 660</u>	円 <u>4, 170</u>
216工芸室	人 15	円 <u>1, 780</u>	円 <u>2, 120</u>	円 <u>2, 460</u>	216工芸室	人 15	円 <u>1, 620</u>	円 <u>1, 930</u>	円 <u>2, 240</u>

改正後					改正前				
217室	30	2, 790	3, 240	3, 460	217室	30	2, 540	2, 950	3, 150
218講義室	60	3, 350	3, 910	4, 130	218講義室	60	3, 050	3, 560	3, 760
219音楽室 (140)	60	9, 620	11, 410	12, 990	219音楽室 (140)	60	8, 750	10, 380	11, 810
219音楽室 控室	8	550	670	780	219音楽室 控室	8	500	610	710
220和室	16	1, 780	2, 120	2, 460	220和室	16	1, 620	1, 930	2, 240
展示場	91m ²	6, 940	8, 060	8, 060	展示場	91m ²	6, 310	7, 330	7, 330

備考 (略)

別表第2 (第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	3, 660	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	970	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	970	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	970	
	テープレコーダー	1台	970	CDデッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	2, 190	
	指揮台	1台	730	
	譜面台	1組	730 (1組15本)	
美術・工芸関	イーゼル	1組	970 画板付 (1組15本)	

備考 (略)

別表第2 (第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	3, 050	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	810	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	810	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	テープレコーダー	1台	810	CDデッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	1, 830	
	指揮台	1台	610	
	譜面台	1組	610 (1組15本)	
美術・工芸関	イーゼル	1組	810 画板付 (1組15本)	

改正後				改正前			
係	モデル台	1式	970	係	モデル台	1式	810
	陶芸窯	1式	2, 190		陶芸窯	1式	1, 830
	スポットライト	1台	730		電動式ろくろ	1組	810
その他			美術室に限 る。	その他	スポットライト	1台	610
	ロッカー	1区 分	1, 090				美術室に限 る。
	スチール棚	1区 分	1, 460		ロッカー	1区 分	910
パーソナルコンピュー タ				その他	スチール棚	1区 分	1, 220
備考 (略)					パーソナルコンピュー タ	1台	300
備考 (略)							

(芦屋市立体育馆・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立体育馆・青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第10条関係） 体育馆・青少年センター使用料金表 1 専用使用				別表第1（第10条関係） 体育馆・青少年センター使用料金表 1 専用使用			
午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	

		改正後				改正前				
区分 室名		午前 9 時から 午前 11 時 50 分まで	正午から午後 2 時 50 分まで	午後 3 時から 午後 5 時 50 分まで	午後 6 時から 午後 8 時 50 分まで	午前 9 時から 午前 11 時 50 分まで	正午から午後 2 時 50 分まで	午後 3 時から 午後 5 時 50 分まで	午後 6 時から 午後 8 時 50 分まで	
競技場		円 <u>14, 680</u>	円 <u>14, 680</u>	円 <u>14, 680</u>	円 <u>29, 370</u>	競技場	円 <u>12, 240</u>	円 <u>12, 240</u>	円 <u>12, 240</u>	円 <u>24, 480</u>
剣道場		円 <u>2, 440</u>	円 <u>2, 440</u>	円 <u>2, 440</u>	円 <u>6, 040</u>	剣道場	円 <u>2, 040</u>	円 <u>2, 040</u>	円 <u>2, 040</u>	円 <u>5, 040</u>
柔道場		円 <u>2, 440</u>	円 <u>2, 440</u>	円 <u>2, 440</u>	円 <u>6, 040</u>	柔道場	円 <u>2, 040</u>	円 <u>2, 040</u>	円 <u>2, 040</u>	円 <u>5, 040</u>
弓道場	弓道使 用	円 <u>2, 440</u>	円 <u>2, 440</u>	円 <u>2, 440</u>	円 <u>6, 040</u>	弓道場	弓道使 用	円 <u>2, 040</u>	円 <u>2, 040</u>	円 <u>5, 040</u>
	その他 使用	円 <u>3, 740</u>	円 <u>3, 740</u>	円 <u>3, 740</u>	円 <u>8, 780</u>		その他 使用	円 <u>3, 120</u>	円 <u>3, 120</u>	円 <u>7, 320</u>
控え室		円 <u>2, 010</u>	円 <u>2, 010</u>	円 <u>2, 010</u>	円 <u>3, 160</u>	控え室	円 <u>1, 680</u>	円 <u>1, 680</u>	円 <u>1, 680</u>	円 <u>2, 640</u>
多目的室(1)		円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>1, 580</u>	多目的室(1)	円 <u>720</u>	円 <u>720</u>	円 <u>720</u>	円 <u>1, 320</u>
多目的室(2)		円 <u>1, 720</u>	円 <u>1, 720</u>	円 <u>1, 720</u>	円 <u>2, 590</u>	多目的室(2)	円 <u>1, 440</u>	円 <u>1, 440</u>	円 <u>1, 440</u>	円 <u>2, 160</u>
多目的室(3)		円 <u>2, 880</u>	円 <u>2, 880</u>	円 <u>2, 880</u>	円 <u>4, 890</u>	多目的室(3)	円 <u>2, 400</u>	円 <u>2, 400</u>	円 <u>2, 400</u>	円 <u>4, 080</u>
大会議室		円 <u>2, 880</u>	円 <u>2, 880</u>	円 <u>2, 880</u>	円 <u>4, 890</u>	大会議室	円 <u>2, 400</u>	円 <u>2, 400</u>	円 <u>2, 400</u>	円 <u>4, 080</u>
第1会議室		円 <u>1, 000</u>	円 <u>1, 000</u>	円 <u>1, 000</u>	円 <u>1, 870</u>	第1会議室	円 <u>840</u>	円 <u>840</u>	円 <u>840</u>	円 <u>1, 560</u>
第2会議室		円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>1, 580</u>	第2会議室	円 <u>720</u>	円 <u>720</u>	円 <u>720</u>	円 <u>1, 320</u>
第1研修室		円 <u>1, 870</u>	円 <u>1, 870</u>	円 <u>1, 870</u>	円 <u>2, 880</u>	第1研修室	円 <u>1, 560</u>	円 <u>1, 560</u>	円 <u>1, 560</u>	円 <u>2, 400</u>
第2研修室		円 <u>1, 870</u>	円 <u>1, 870</u>	円 <u>1, 870</u>	円 <u>2, 880</u>	第2研修室	円 <u>1, 560</u>	円 <u>1, 560</u>	円 <u>1, 560</u>	円 <u>2, 400</u>
音楽室		円 <u>2, 590</u>	円 <u>2, 590</u>	円 <u>2, 590</u>	円 <u>3, 600</u>	音楽室	円 <u>2, 160</u>	円 <u>2, 160</u>	円 <u>2, 160</u>	円 <u>3, 000</u>
多目的研修室		円 <u>1, 150</u>	円 <u>1, 150</u>	円 <u>1, 150</u>	円 <u>2, 160</u>	多目的研修室	円 <u>960</u>	円 <u>960</u>	円 <u>960</u>	円 <u>1, 800</u>

2 一般使用

区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
トレーニング 室	1回 <u>430</u> 円 回数券 (1枚綴り) 0円	中学生以下を除く。使用料は1人 1回 2時間とす	トレーニング 室	1回 <u>360</u> 円 回数券 (1枚綴り) 0円	中学生以下を除く。使用料は1人 1回 2時間とす

改正後			改正前		
		る。			る。
備考 (略)					
別表第2 (第10条の2関係)					
附属設備等使用料金表					
品名	単位	使用料金	品名	単位	使用料金
アリーナ放送設備	一式	1,210 円	アリーナ放送設備	一式	1,010 円
アリーナ空調設備	一式	850	アリーナ空調設備	一式	710
調理台	1台	600	調理台	1台	500
更衣ロッカー	1台	100	更衣ロッカー	1台	100
物品ロッカー(大)	1台	2,430	物品ロッカー(大)	1台	2,030
物品ロッカー(小)	1台	1,210	物品ロッカー(小)	1台	1,010
備考 (略)					

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正)

第6条 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例（昭和63年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第4 (第8条関係)			別表第4 (第8条関係)		
区分	使用料		区分	使用料	
講義室	午前9時～正午	1,700円	講義室	午前9時～正午	1,420円

改正後			改正前		
	午後1時～午後5時	2,190円		午後1時～午後5時	1,830円

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正)

第7条 芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第7条関係）			別表第3（第7条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
	午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで		午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで
講義室	<u>3,420円</u>	<u>5,240円</u>	<u>8,660円</u>	<u>2,850円</u>	<u>4,370円</u>
体験学習室	<u>5,000円</u>	<u>8,180円</u>	<u>13,180円</u>	<u>4,170円</u>	<u>6,820円</u>

(芦屋市民会館条例の一部改正)

第8条 芦屋市民会館条例（昭和38年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表				別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表			
室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金			施設使用料金		
		朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分	朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
大ホ一 ル	平日	人 662	円 43, 990	円 55, 720	円 66, 000	人 662	円 36, 660
	土日休	(700)	49, 860	61, 590	70, 390	(700)	41, 550
小ホ一 ル	平日	150	10, 990	12, 450	13, 930	9, 160	10, 380
	土日休		11, 720	13, 930	16, 120	9, 770	11, 610
大楽屋		30	2, 800	3, 420	3, 660	2, 340	2, 850
中楽屋		20	2, 190	2, 430	2, 680	1, 830	2, 030
下手楽屋		15	1, 340	1, 580	1, 700	1, 120	1, 320
小楽屋		10	1, 210	1, 340	1, 460	1, 010	1, 120
上手楽屋		15	1, 340	1, 580	1, 700	1, 120	1, 320
101室		25	1, 700	2, 190	2, 430	1, 420	1, 830
102室		20	1, 460	1, 580	1, 820	1, 220	1, 320
201室		25	1, 700	2, 190	2, 430	1, 420	1, 830
202室		25	1, 700	2, 190	2, 430	1, 420	1, 830
203室		40 (60)	4, 390	5, 120	5, 610	3, 660	4, 270
204室		20	1, 580	1, 700	2, 070	1, 320	1, 420
205室		20	1, 580	1, 700	2, 070	1, 320	1, 420
206室		15	1, 210	1, 340	1, 460	1, 010	1, 120
207室		10	850	970	1, 210	710	810
208室		8	970	1, 090	1, 210	810	910

改正後					改正前				
場所	使用料金(円)	単位	品名	備考	場所	使用料金(円)	単位	品名	備考
301室	60 (160)	6, 720	7, 940	8, 790	301室	60 (160)	5, 600	6, 620	7, 330
302室	20	1, 580	1, 700	2, 070	302室	20	1, 320	1, 420	1, 730
303A室	20	1, 580	1, 700	2, 070	303A室	20	1, 320	1, 420	1, 730
303B室	15	1, 580	1, 700	2, 070	303B室	15	1, 320	1, 420	1, 730
304室	15	1, 210	1, 340	1, 460	304室	15	1, 010	1, 120	1, 220
401室	100 (200)	8, 540	10, 020	11, 480	401室	100 (200)	7, 120	8, 350	9, 570
403室	25	1, 700	2, 190	2, 430	403室	25	1, 420	1, 830	2, 030
多目的ホール	196m ²	7, 570	8, 790	8, 790	多目的ホール	196m ²	6, 310	7, 330	7, 330

備考 (略)

別表第3 (第7条の2関係)

附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	5, 120	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	7, 330	
		所作台	1式	9, 520	化粧かまちを含む。
		平台	1式	5, 120	箱足を含む。
		屏風	1双	3, 660	
		ひ毛せん	1式	2, 920	赤座布団・赤布を含む。
		指揮台	1台	970	指揮者用・譜面台を含む。
		演台	1台	730	司会台を含む。
楽器	スタイルウェイD型ピアノ	1台	19, 050		

場所	種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	4, 270	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	6, 110	
		所作台	1式	7, 940	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4, 270	箱足を含む。
		屏風	1双	3, 050	
		ひ毛せん	1式	2, 440	赤座布団・赤布を含む。
		指揮台	1台	810	指揮者用・譜面台を含む。
		演台	1台	610	司会台を含む。
楽器	スタイルウェイD型ピアノ	1台	15, 880		

別表第3 (第7条の2関係)

附属設備等使用料金表

改正後						改正前					
	ヤマハC Fピアノ	1台	9, 520			ヤマハC Fピアノ	1台	7, 940			
音響装置	音響装置	1式	2, 190			音響装置	1式	1, 830			
	エレベーターマイクロホン	1本	2, 190	中央、下手		エレベーターマイクロホン	1本	1, 830	中央、下手		
	マイクロホン	1本	2, 190			マイクロホン	1本	1, 830			
	ワイヤレスマイク	1本	2, 920	電池代を含む。		ワイヤレスマイク	1本	2, 440	電池代を含む。		
	ロホン					ロホン					
	カセットテープレコーダー	1台	2, 190	消耗品を除く。		カセットテープレコーダー	1台	1, 830	消耗品を除く。		
	CDデッキ	1台	2, 190	消耗品を除く。		CDデッキ	1台	1, 830	消耗品を除く。		
	ステージスピーカー	1式	2, 190			ステージスピーカー	1式	1, 830			
	モニタースピーカー	1台	970			モニタースピーカー	1台	810			
	一					一					
照明装置	シーリングライト	1式	2, 190			シーリングライト	1式	1, 830			
	ボーダーライト	1列	2, 190			ボーダーライト	1列	1, 830			
	サスペンションライト	1列	2, 190			サスペンションライト	1列	1, 830			
	ホリゾントライト	1列	2, 190	アップ、ロアー各1列		ホリゾントライト	1列	1, 830	アップ、ロアー各1列		
	サイドフロントライト	1式	2, 190			サイドフロントライト	1式	1, 830			
	トーメンタルライト	1式	2, 190			トーメンタルライト	1式	1, 830			
	バックギャラリー	1式	3, 660			バックギャラリー	1式	3, 050			
	センターピンスポットライト	1台	2, 190			センターピンスポットライト	1台	1, 830			
	ハロゲンピンスポットライト	1台	2, 190			ハロゲンピンスポットライト	1台	1, 830			
	一					一					

改正後				改正前			
映写装置	スポットライト			スポットライト			
	エフェクトマシン	1台	<u>2, 190</u>	4台	エフェクトマシン	<u>1, 830</u>	4台
	スポットライト1 KW以下	1台	<u>970</u>	移動器具を含む。	スポットライト1 KW以下	<u>810</u>	移動器具を含む。
	スポットライト1.5 KW以下	1台	<u>1, 210</u>	移動器具を含む。	スポットライト1.5 KW以下	<u>1, 010</u>	移動器具を含む。
	ソースフォー	1台	<u>1, 210</u>		ソースフォー	<u>1, 010</u>	
	ミラーボール	1台	<u>2, 190</u>		ミラーボール	<u>1, 830</u>	
	スモークマシン	1台	<u>5, 120</u>	スモッグ液を含む。	スモークマシン	<u>4, 270</u>	スモッグ液を含む。
	35m/m映写機	1式	<u>11, 720</u>	クセノンランプ、スクリーンを含む。	35m/m映写機	<u>9, 770</u>	クセノンランプ、スクリーンを含む。
	16m/m映写機	1式	<u>7, 330</u>	クセノンランプ、スクリーンを含む。	16m/m映写機	<u>6, 110</u>	クセノンランプ、スクリーンを含む。
	液晶プロジェクタ	1式	<u>3, 660</u>	スクリーンを含む。	液晶プロジェクタ	<u>3, 050</u>	スクリーンを含む。
その他	DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	<u>970</u>		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	<u>810</u>	
	浴室	1室	<u>2, 190</u>		浴室	<u>1, 830</u>	
小ホール	舞台	1式	<u>2, 920</u>	一式12枚	舞台	<u>2, 440</u>	一式12枚
	演台	1台	<u>730</u>	司会台を含む。	演台	<u>610</u>	司会台を含む。
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	<u>5, 850</u>	ヤマハG3ピアノ	<u>4, 880</u>	
	照明	スポットライト	1式	<u>2, 190</u>	スポットライト	<u>1, 830</u>	
	増設ライト	1台	<u>970</u>		増設ライト	<u>810</u>	

改正後					改正前				
装置					装置				
映写装置	液晶プロジェクタ 一	1台	<u>3, 660</u>	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクタ 一	1台	<u>3, 050</u>	スクリーンを含む。
音響装置	マイクロホン ワイヤレスマイク ロホン	1本	<u>1, 460</u>		音響装置	マイクロホン ワイヤレスマイ克 ロホン	1本	<u>1, 220</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>1, 460</u>		音響装置	テープレコーダー	1台	<u>1, 220</u>	
	音響装置	1式	<u>2, 190</u>		音響装置	音響装置	1式	<u>1, 830</u>	
本館	茶道具	1式	<u>2, 190</u>	釜・水指・建水・炭 道具・棚等	本館	茶道具	1式	<u>1, 830</u>	釜・水指・建水・炭 道具・棚等
	御園棚	1式	<u>3, 660</u>		本館	御園棚	1式	<u>3, 050</u>	
	毛せん	1式	<u>970</u>		本館	毛せん	1式	<u>810</u>	
映写装置	液晶プロジェクタ 一	1式	<u>3, 660</u>	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクタ 一	1式	<u>3, 050</u>	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコ ーダー・DVDプ レーヤー	1台	<u>970</u>	モニターテレビを含 む。	映写装置	ビデオテープレコ ーダー・DVDプ レーヤー	1台	<u>810</u>	モニターテレビを含 む。
音響装置	マイクロホン ワイヤレスマイク ロホン	1本	<u>970</u>		音響装置	マイクロホン ワイヤレスマイク ロホン	1本	<u>810</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>970</u>	CDデッキ等を含 む。	音響装置	テープレコーダー	1台	<u>810</u>	CDデッキ等を含 む。
その他	金屏風 展示パネル	1双 1式	<u>2, 920</u> <u>2, 920</u>		その他	金屏風 展示パネル	1双 1式	<u>2, 440</u> <u>2, 440</u>	
				301室・多目的ホ ールで使用する場合 の組立経費は含まな					301室・多目的ホ ールで使用する場合 の組立経費は含まな

改正後						改正前					
					い。					い。	
所作台	1式	5, 850				所作台	1式	4, 880			
パーソナルコンピュータ	1台	360				パーソナルコンピュータ	1台	300			
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和40年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前									
別表第2（第9条関係） 地区集会所施設使用料金表						別表第2（第9条関係） 地区集会所施設使用料金表									
施設名	室名	広さ	収容人員	施設使用料金				施設名	室名	広さ	収容人員	施設使用料金			
				朝 午前9時 ～正午	昼 午後1時 ～午後5時	夜 午後6時 ～午後9時	深夜 午後11時～翌日 時30分					朝 午前9時 ～正午	昼 午後1時 ～午後5時	夜 午後6時 ～午後9時	深夜 午後11時～翌日 時30分
打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	人円 2,230	円 2,680	円 3,130	円 —	打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	人円 2,030	円 2,440	円 2,850	円 —
	洋室(B)	20m ²	12	人円 780	円 890	円 1,110	円 —		洋室(B)	20m ²	12	人円 710	円 810	円 1,010	円 —
	洋室(C)	35m ²	22	人円 1,340	円 1,670	円 2,010	円 4,020		洋室(C)	35m ²	22	人円 1,220	円 1,520	円 1,830	円 3,660
	洋室(D)	24m ²	14	人円 890	円 1,110	円 1,230	円 —		洋室(D)	24m ²	14	人円 810	円 1,010	円 1,120	円 —

改正後							改正前								
翠ヶ丘集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	翠ヶ丘集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	32m ²	20	1,230	1,340	1,560	3,130		洋室(B)	32m ²	20	1,120	1,220	1,420	2,850
	洋室(C)	18m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(C)	18m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	21m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(D)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	竹園集会所	洋室(A)	19m ²	12	780	890	1,110	—	洋室(A)	19m ²	12	710	810	1,010	—
竹園集会所	洋室(B)	18m ²	12	780	890	1,110	—	洋室(B)	18m ²	12	710	810	1,010	—	
	洋室(C)	34m ²	22	1,340	1,670	2,010	4,020	洋室(C)	34m ²	22	1,220	1,520	1,830	3,660	
	洋室(D)	42m ²	26	1,560	1,900	2,230	4,470	洋室(D)	42m ²	26	1,420	1,730	2,030	4,070	
	前田集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	前田集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,030	2,440	2,850
前田集会所	洋室(B)	19m ²	12	780	890	1,110	—	洋室(B)	19m ²	12	710	810	1,010	—	
	洋室(C)	19m ²	12	780	890	1,110	—	洋室(C)	19m ²	12	710	810	1,010	—	
	洋室(D)	30m ²	18	890	1,110	1,230	2,460	洋室(D)	30m ²	18	810	1,010	1,120	2,240	
朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	18m ²	12	780	890	1,110	2,230		洋室(C)	18m ²	12	710	810	1,010	2,030
	洋室(D)	16m ²	10	670	780	890	1,780		洋室(D)	16m ²	10	610	710	810	1,620
	和室(A)	6畳	12	780	890	1,110	—		和室(A)	6畳	12	710	810	1,010	—
	和室(B)	6畳	12	780	890	1,110	—		和室(B)	6畳	12	710	810	1,010	—
春日集会所	洋室(A)	21m ²	12	780	890	1,110	—	春日集会所	洋室(A)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(B)	64m ²	40	2,460	2,790	3,240	—		洋室(B)	64m ²	40	2,240	2,540	2,950	—
	洋室(C)	15m ²	10	670	780	890	—		洋室(C)	15m ²	10	610	710	810	—
	洋室(D)	19m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(D)	19m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(E)	35m ²	22	1,340	1,670	2,010	4,020		洋室(E)	35m ²	22	1,220	1,520	1,830	3,660
潮見集会所	洋室(A)	23m ²	14	890	1,110	1,230	—	潮見集会所	洋室(A)	23m ²	14	810	1,010	1,120	—
	洋室(B)	62m ²	38	2,230	2,680	3,130	—		洋室(B)	62m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(C)	20m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(C)	20m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	26m ²	16	890	1,110	1,230	2,460		洋室(D)	26m ²	16	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(E)	30m ²	18	890	1,110	1,230	2,460		洋室(E)	30m ²	18	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(F)	20m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(F)	20m ²	12	710	810	1,010	—

改正後							改正前								
浜 風 集 会 所	洋室(A)	62m ²	38	2, 230	2, 680	3, 130	—	浜 風 集 会 所	洋室(A)	62m ²	38	2, 030	2, 440	2, 850	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1, 110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1, 010	—
	洋室(C)	25m ²	14	890	1, 110	1, 230	2, 460		洋室(C)	25m ²	14	810	1, 010	1, 120	2, 240
	洋室(D)	15m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	15m ²	10	610	710	810	—
	洋室(E)	13m ²	10	670	780	890	—		洋室(E)	13m ²	10	610	710	810	—
奥 池 集 会 所	洋室(A)	58m ²	38	2, 230	2, 680	3, 130	6, 270	奥 池 集 会 所	洋室(A)	58m ²	38	2, 030	2, 440	2, 850	5, 700
	洋室(B)	17m ²	12	780	890	1, 110	2, 230		洋室(B)	17m ²	12	710	810	1, 010	2, 030
西 藏 集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	2, 230	2, 680	3, 130	—	西 藏 集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	2, 030	2, 440	2, 850	—
	洋室(B)	26m ²	16	890	1, 110	1, 230	—		洋室(B)	26m ²	16	810	1, 010	1, 120	—
	洋室(C)	27m ²	16	890	1, 110	1, 230	2, 460		洋室(C)	27m ²	16	810	1, 010	1, 120	2, 240
	洋室(D)	13m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	13m ²	10	610	710	810	—
大 原 集 会 所	洋室(A)	29m ²	18	890	1, 110	1, 230	—	大 原 集 会 所	洋室(A)	29m ²	18	810	1, 010	1, 120	—
	洋室(B)	62m ²	38	2, 230	2, 680	3, 130	—		洋室(B)	62m ²	38	2, 030	2, 440	2, 850	—
	洋室(C)	22m ²	12	780	890	1, 110	—		洋室(C)	22m ²	12	710	810	1, 010	—
	洋室(D)	16m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	16m ²	10	610	710	810	—
	洋室(E)	52m ²	32	1, 900	2, 120	2, 460	4, 920		洋室(E)	52m ²	32	1, 730	1, 930	2, 240	4, 480
茶 屋 集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	2, 230	2, 680	3, 130	—	茶 屋 集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	2, 030	2, 440	2, 850	—
	洋室(B)	19m ²	12	780	890	1, 110	—		洋室(B)	19m ²	12	710	810	1, 010	—
	洋室(C)	18m ²	12	780	890	1, 110	—		洋室(C)	18m ²	12	710	810	1, 010	—
	洋室(D)	26m ²	16	890	1, 110	1, 230	2, 460		洋室(D)	26m ²	16	810	1, 010	1, 120	2, 240
三 条 集 会 所	洋室(A)	17m ²	12	780	890	1, 110	—	三 条 集 会 所	洋室(A)	17m ²	12	710	810	1, 010	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1, 110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1, 010	—
	洋室(C)	42m ²	26	1, 560	1, 900	2, 230	4, 470		洋室(C)	42m ²	26	1, 420	1, 730	2, 030	4, 070
	洋室(D)	44m ²	26	1, 560	1, 900	2, 230	—		洋室(D)	44m ²	26	1, 420	1, 730	2, 030	—
備考 (略)							備考 (略)								

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表（第9条関係） 施設使用料金表				別表（第9条関係） 施設使用料金表				
室名	広さ	収容人員	施設使用料金			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時			
会議室A	17m ²	12人	720円	570円	570円	600円	480円	480円
会議室B	17m ²	12人	720円	570円	570円	600円	480円	480円
会議室C	50m ²	32人（50人）	1,870円	1,580円	1,580円	1,560円	1,320円	1,320円
会議室D	46m ²	28人（48人）	1,720円	1,440円	1,440円	1,440円	1,200円	1,200円
多目的室・オープンスペース1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オープンスペース2	35m ²	20人	1,290円	1,150円	1,150円	1,080円	960円	960円
備考（略）				備考（略）				

（芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例（平成22年芦屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									改正前										
別表第1 (第11条関係) 施設使用料金表 1 国際交流センター									別表第1 (第11条関係) 施設使用料金表 1 国際交流センター										
室名		広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金 (円)						室名		広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金 (円)					
				朝	昼		夜	朝	昼					夜					
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時30分												
多 目的 1室	20	79	多目的室	48	<u>2, 680</u>	<u>1, 560</u>	<u>1, 560</u>	<u>3, 460</u>	多 目的 1室	20	79	多目的室	48	<u>2, 440</u>	<u>1, 420</u>	<u>1, 420</u>	<u>3, 150</u>		
的 室 2室	20	79	(180)	48	<u>2, 680</u>	<u>1, 560</u>	<u>1, 560</u>	<u>3, 460</u>	的 室 2室	20	79	(180)	48	<u>2, 440</u>	<u>1, 420</u>	<u>1, 420</u>	<u>3, 150</u>		
	20	79		48	<u>2, 680</u>	<u>1, 560</u>	<u>1, 560</u>	<u>3, 460</u>	的 室 3室	20	79		48	<u>2, 440</u>	<u>1, 420</u>	<u>1, 420</u>	<u>3, 150</u>		
204室	72	44			<u>2, 460</u>	<u>1, 450</u>	<u>1, 450</u>	<u>3, 240</u>	204室	72	44			<u>2, 240</u>	<u>1, 320</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 950</u>		
205室	43	26			<u>1, 450</u>	<u>890</u>	<u>890</u>	<u>1, 900</u>	205室	43	26			<u>1, 320</u>	<u>810</u>	<u>810</u>	<u>1, 730</u>		
206調 理・試食 室	78	30			<u>4, 580</u>	<u>2, 680</u>	<u>2, 680</u>	<u>6, 600</u>	206調 理・試食 室	78	30			<u>4, 170</u>	<u>2, 440</u>	<u>2, 440</u>	<u>6, 000</u>		
2 潮薺屋集会所									2 潮薺屋集会所										
室名	広さ	収容	施設使用料金 (円)						室名	広さ	収容	施設使用料金 (円)							

改正後						改正前					
		人員 (人)	朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分			人員 (人)	朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
101室	52 m ²	32	1, 900	2, 120	2, 460	101室	52 m ²	32	1, 730	1, 930	2, 240
102室	35 m ²	22	1, 340	1, 670	2, 010	102室	35 m ²	22	1, 220	1, 520	1, 830
103室	17 m ²	12	780	890	1, 110	103室	17 m ²	12	710	810	1, 010
104和 室	8畳	16	1, 110	1, 230	1, 340	104和 室	8畳	16	1, 010	1, 120	1, 220

3 屋外交流広場

区分	施設使用料金（円）					
	午前9時 ～午前1 1時	午前11 時～午後 1時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時
屋外外交A	テニスコート 1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720
屋外外交B	テニスコート 1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720
屋外外交C	テニスコート 1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720

備考 (略)

別表第2 (第12条関係)

附属設備等使用料金表

区分	施設使用料金（円）					
	午前9時 ～午前1 1時	午前11 時～午後 1時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時
屋外外交A	テニスコート 1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440
屋外外交B	テニスコート 1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440
屋外外交C	テニスコート 1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440

備考 (略)

別表第2 (第12条関係)

附属設備等使用料金表

改正後					改正前				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1式	2, 430	スクリーンを含む。	映写	液晶プロジェクター	1式	2, 030	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1, 210	モニターテレビを含む。		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1, 010	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1式	2, 190	マイクを含む。	音響	多目的室音響装置	1式	1, 830	マイクを含む。
	204室・205室音響装置	1式	1, 210	マイクを含む。		204室・205室音響装置	1式	1, 010	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	970			多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	CDデッキ	1台	970			CDデッキ	1台	810	
照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	300	1時間未満は1時間とする。	照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	250	1時間未満は1時間とする。
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成24年芦屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 施設使用料金表			別表（第10条関係） 施設使用料金表		
室名	広さ (m ²)	収容人 員 (人)	施設使用料金（円）		
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
小会議室	19	12	600	480	480
大会議室1	62	45(6) 6)	1,940	1,580	1,580
大会議室2	50	30(5) 4)	1,580	1,340	1,340
備考 (略)			備考 (略)		

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正）

第13条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第4条－第5条の2関係）		別表第2（第4条－第5条の2関係）	
1 預かり保育料		1 預かり保育料	
(1) 市立幼稚園		(1) 市立幼稚園	

改正後		改正前	
区分	預かり保育料	区分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額 <u>1, 080円</u>	春季、夏季及び冬季の休業日	日額 <u>900円</u>
上記以外の日	日額 <u>500円</u>	上記以外の日	日額 <u>450円</u>
(2) 市立認定こども園 (略) 2 延長保育料・3 病児保育料 (略) 備考 (略)			

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正)

第14条 芦屋市福祉センターの管理に関する条例(平成22年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1（第9条関係） 福祉センター施設使用料金表						別表第1（第9条関係） 福祉センター施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金(円)			室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金(円)		
			朝	昼	夜				朝	昼	夜
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分				午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分
会議室1	8 3	3 6 (7 2)	3, 260	4, 350	3, 850	会議室1	8 3	3 6 (7 2)	3, 360	4, 480	3, 970
会議室2	5 7	2 4	2, 270	2, 960	2, 560	会議室2	5 7	2 4	2, 340	3, 050	2, 640

改正後						改正前					
多目的ホー ル	224	156 (300)	7, 330	9, 860	8, 600	多目的ホー ル	224	156 (300)	7, 120	9, 570	8, 350
調理・実習 室	154	調理室3 1 食事室3 2	8, 860	11, 810	10, 280	調理・実習 室	154	調理室3 1 食事室3 2	8, 860	11, 810	10, 280
運動室	296	—	5, 150	6, 830	5, 930	運動室	296	—	4, 680	6, 210	5, 390
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和51年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第9条関係） 老人福祉会館施設使用料金表				別表第1（第9条関係） 老人福祉会館施設使用料金表			
番	室名	収容人員	施設使用料金	番	室名	収容人員	施設使用料金
			夜 午後6時～午後9時30 分				夜 午後6時～午後9時30 分
1	111大広間	人 140	円 <u>14, 410</u>	1	111大広間	人 140	円 <u>12, 010</u>

改正後				改正前				
2	112和室	20	<u>2,680</u>	2	112和室	20	<u>2,240</u>	
3	舞台		<u>1,940</u>	3	舞台		<u>1,620</u>	
備考 (略)								
別表第2 (第9条の2関係)								
附属設備等使用料								
種別	品名	単位	使用料(円)	種別	品名	単位	使用料(円)	
照明器具	スポットライト	1台	<u>970</u>	照明器具	スポットライト	1台	<u>810</u>	
音響装置	マイクロホン	1本	<u>970</u>		マイクロホン	1本	<u>810</u>	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>970</u>		ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>810</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>970</u>		テープレコーダー	1台	<u>810</u>	
その他	金屏風	1双	<u>2,920</u>		レコードプレーヤー	1台	<u>810</u>	
備考 (略)								
別表第2 (第9条の2関係)								
附属設備等使用料								
備考 (略)								

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第16条 芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第4 (第10条関係) 1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)	別表第4 (第10条関係) 1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)

改正後				改正前				
3 有料公園施設を利用する場合				3 有料公園施設を利用する場合				
施設の種類	使用区分	使用料	超過料金	施設の種類	使用区分	使用料	超過料金	
川西運動場	運動場	専用	1時間 <u>860円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>860円</u>	川西運動場	専用	1時間 <u>720円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>720円</u>
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上) 1回券 <u>570円</u>		朝日ヶ丘公園	一般	大人(中学生以上) 1回券 <u>480円</u>	
			子供(4歳以上小学生以下) 1回券 <u>280円</u>				子供(4歳以上小学生以下) 1回券 <u>240円</u>	
		専用	2時間 <u>86,400円</u> (2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>43,200円</u>		専用	2時間 <u>72,000円</u> (2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>36,000円</u>
	水泳プール	一般	大人(中学生以上) 1回券 <u>480円</u>			一般	大人(中学生以上) 1回券 <u>400円</u>	
			子供(4歳以上小学生以下) 1回券 <u>240円</u>				子供(4歳以上小学生以下) 1回券 <u>200円</u>	
		専用	2時間 <u>73,330円</u> (2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>36,660円</u>		専用	2時間 <u>61,110円</u> (2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>30,550円</u>

改正後						改正前					
	温水 プー ル	一般	大人（中 学生以 上）	1回券 <u>970円</u>		一般	大人（中 学生以 上）	1回券 <u>810円</u>			
			子供（4 歳以上小 学生以 下）	1回券 <u>480円</u>			子供（4 歳以上小 学生以 下）	1回券 <u>400円</u>			
		回数券 (11 回)	大人（中学生以上） <u>9,760円</u>			回数券 (11 回)	大人（中学生以上） <u>8,140円</u>				
			子供（4歳以上小学 生以下） <u>4,880円</u>				子供（4歳以上小学 生以下） <u>4,070円</u>				
		1月使 用券	大人（中学生以上） <u>7,810円</u>			1月使 用券	大人（中学生以上） <u>6,510円</u>				
			子供（4歳以上小学 生以下） <u>3,900円</u>				子供（4歳以上小学 生以下） <u>3,250円</u>				
		駐車場	一般	(略)			駐車場	一般	(略)		
東浜公 園、西 浜公園	庭球場	専用	1時間 <u>730円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>730円</u>		東浜公 園、西 浜公園	庭球場	専用	1時間 <u>610円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>610円</u>	
芦屋中 央公園	野球 場、芝 生広場	専用	1時間 <u>2,190円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>2,190円</u>		芦屋中 央公園	野球 場、芝 生広場	専用	1時間 <u>1,830円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>1,830円</u>	
芦屋市 総合公	陸上競 技場	一般	大人	1回 <u>570円</u>		芦屋市 総合公	陸上競 技場	一般	大人	1回 <u>480円</u>	

改正後					改正前				
園		学生（高校生以下）	1回 <u>2</u> 80円		園		学生（高校生以下）	1回 <u>2</u> 40円	
専用	平日 1時間 <u>4</u> , 880円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>4</u> , 880円	日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>5</u> , 850 円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>5</u> , 850円	専用	平日 1時間 <u>4</u> , 070円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>4</u> , 070円	日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>4</u> , 880 円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>4</u> , 880円
第1ス ポーツ コート	専用 平日 1時間 <u>6</u> 0 0円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6</u> 0 0円	日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>7</u> 30円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>7</u> 3 0円	第1ス ポーツ コート	専用 平日 1時間 <u>5</u> 0 0円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>5</u> 0 0円	日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>6</u> 10円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6</u> 1 0円
第2ス ポーツ コート	専用 平日 午前9時から 正午まで 1時間 <u>2</u> , 430円 (1時 間未満は1時間とす る。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>2</u> , 430円	平日 正午から午後 6時まで 1時間 <u>6</u> , 100円 (1時 間未満は1時間とす る。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6</u> , 100円	第2ス ポーツ コート	専用 平日 午前9時から 正午まで 1時間 <u>2</u> , 030円 (1時 間未満は1時間とす る。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>2</u> , 030円	平日 正午から午後 6時まで 1時間 <u>5</u> , 090円 (1時 間未満は1時間とす る。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>5</u> , 090円

改正後				改正前			
		平日 午後6時から 午後10時まで 1 時間 <u>7, 330円</u> (1時間未満は1時 間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>7, 330円</u>			平日 午後6時から 午後10時まで 1 時間 <u>6, 110円</u> (1時間未満は1時 間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>6, 110円</u>
		日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 午前9時から午後1 0時まで 1時間 <u>7, 330円</u> (1時 間未満は1時間とす る。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>7, 330円</u>			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 午前9時から午後1 0時まで 1時間 <u>6, 110円</u> (1時 間未満は1時間とす る。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>6, 110円</u>
	一般	1人1時間 <u>600</u> 円 (1時間未満は1 時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>60 0円</u>	一般	1人1時間 <u>500</u> 円 (1時間未満は1 時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>50 0円</u>	
会議室	専用	1時間 <u>1, 210</u> 円	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>1, 210円</u>	会議室	専用	1時間 <u>1, 010</u> 円	1時間増すごとに (1時間未満は1時 間とする。) <u>1, 010円</u>
駐車場	一般	(略)		駐車場	一般	(略)	
芦屋公 園・南 緑地	(略)			芦屋公 園・南 緑地	(略)		

備考 (略)

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公	野球場照明	30分 <u>2, 550</u>	30分につき <u>2,</u>

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公	野球場照明	30分 <u>2, 130</u>	30分につき <u>2,</u>

備考 (略)

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

改正後				改正前			
園	円 (30分未満は30分とする。)	550円 (30分未満は30分とする。)		園	円 (30分未満は30分とする。)	130円 (30分未満は30分とする。)	
放送器具	1式 600円			放送器具	1式 500円		
川西運動場	運動場照明	1時間 60円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 60円 (1時間未満は1時間とする。)	川西運動場	運動場照明	1時間 50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ヶ丘公園・海浜公園	(略)	(略)		朝日ヶ丘公園・海浜公園	(略)	(略)	
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 540円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 540円 (1時間未満は1時間とする。)	芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 1,090円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 1,090円 (1時間未満は1時間とする。)		第2スポーツコート照明	1時間 910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 600円		放送器具	1式 500円		
芦屋公園	庭球場照明	(略)	(略)	展示用ボーラー	1式 1日 1,010円 (1日未満は1日とする。)		
5 都市公園を占用する場合・6 都市公園において行為をする場合 (略)				芦屋公園	庭球場照明	(略)	(略)
5 都市公園を占用する場合・6 都市公園において行為をする場合 (略)							

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
自転車等の種類	使用料（円）				自転車等の種類	使用料（円）				
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用		
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)	
自転車	1, 820	5, 120	100	1, 000	自転車	1, 520	4, 270	100	1, 000	
原動機付自転車	3, 040	8, 790	200	2, 000	原動機付自転車	2, 540	7, 330	200	2, 000	
自動二輪車	—	—	300	3, 000	自動二輪車	—	—	300	3, 000	
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場の使用料										
自転車等の種類	使用料（円）				自転車等の種類	使用料（円）				
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用		
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)	
自転車	1, 820	5, 120	100	1, 000	自転車	1, 520	4, 270	100	1, 000	
原動機付自転車	3, 040	8, 790	200	2, 000	原動機付自転車	2, 540	7, 330	200	2, 000	
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料										
自転車等の種類	使用料（円）				自転車等の種類	使用料（円）				
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用		
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)	
自転車	2, 430	6, 720	100	1, 000	自転車	2, 030	5, 600	100	1, 000	
原動機付自転車	3, 660	10, 020	200	2, 000	原動機付自転車	3, 050	8, 350	200	2, 000	
自動二輪車	—	—	300	3, 000	自動二輪車	—	—	300	3, 000	
6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料										
自転車等の	使用料（円）				自転車等の	使用料（円）				

改正後					改正前									
種類	定期使用		一時使用			種類	定期使用		一時使用					
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)	1月	3月				
自転車	2,430	6,720	100	1,000	自転車	2,030	5,600	100	1,000	自転車	2,030	5,600	100	1,000
7 JR芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料										7 JR芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料				
自転車等の 種類	使用料(円)				自転車等の 種類	使用料(円)				自転車等の 種類	定期使用		一時使用	
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用			1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	1,820	5,120	—	—	自転車	1,520	4,270	—	—	自転車	1,520	4,270	—	—
8 JR芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料・9 JR芦屋駅 南自転車駐車場10の使用料 (略)										8 JR芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料・9 JR芦屋駅 南自転車駐車場10の使用料 (略)				
備考 (略)										備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。
(芦屋市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の芦屋市手数料条例別表5の規定は、令和8年7月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第2条の規定による改正前の芦屋市立打出教育文化センター条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立学校使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第3条の規定による改正前の芦屋市立学校使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第4条の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に

係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際、第5条の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際、第6条の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際、第7条の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際、第8条の規定による改正前の芦屋市民会館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際、第9条の規定による改正前の芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 この条例の施行の際、第10条の規定による改正前の芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行の際、第11条の規定による改正前の芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際、第12条の規定による改正前の芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第13条の規定による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の際、第14条の規定による改正前の芦屋市福祉センターの管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の際、第15条の規定による改正前の芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例の施行の際、第16条の規定による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

18 この条例の施行の際、第17条の規定による改正前の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。